

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（案）」に対するご意見の概要及びそれに対する回答

本資料では、以下の略称を用いています。

凡例

名称	略称
ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド	実施ガイド
ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集（案）	実施事例集（案）

NO.	コメントの概要	経済産業省の考え方
1	<p>株主が、例えば定款変更議案の場合、条数毎に賛成、反対、又は棄権の意思表示をできるようにしていただきたい。多くの会社の議決権行使書面において、本来であれば賛成、反対又は棄権の意思表示がなされるべきところ、賛成又は反対しか選択することができない。</p> <p>A社が展開しているハイブリッド型バーチャル株主総会支援パッケージによれば、バーチャル株主総会においても同様に、賛成又は反対のしか選択肢がなく、また定款変更の複数条項を改定する場合であっても1つの欄にまとめる仕様である。</p> <p>実務上、当社では、定款変更議案にあつては条項毎に、取締役選任議案にあつては候補者毎に賛成、反対又は棄権の議決権行使を行うため、議決権行使書面に吹き出しを作っている。</p> <p>バーチャル株主総会に出席する株主は、このような実務対応をできないと考えられるため、条項毎に賛成、反対又は棄権の議決権行使ができるような選択画面を準備いただきたい。当然のことながら、紙ベースの議決権行使書も同様の様式に改めていただきたい。</p>	<p>会社法施行規則第66条第1項第1号では、議決権行使書面には、議案ごとに、株主が賛否を記載する欄を設けなければならないとされており、別に棄権の欄を設けることも可能とされています。</p> <p>また、取締役選任（解任）議案については、書面又は電磁的方法による決議を行うこととする場合、候補者ごとに賛否を示すことができるようにすることが求められております。実務上は、各候補者等に番号を振り、当該番号を記入することによって候補者ごとに賛否の意思表示ができるよう対処していると承知しています。</p> <p>定款変更議案について、複数の条項を変更する議案を付議する場合には、包括して1の議案とすることも、変更事項ごとに複数の議案とすることもできると考えられており、ハイブリッド型バーチャル株主総会におけるバーチャル出席株主の議決権行使についても同様の考え方が当てはまると考えられ、その具体的な取扱いについては、それぞれの企業において適切に対応すべきものと考えます。</p>
2	<p>賛否が明示されていない議決権行使（白票）を棄権として扱っていただきたい。</p> <p>多くの会社の議決権行使書面において、「賛否の表示をされない場合（白票）は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱う」旨、議決権行使書に記載されている。また、A社のパッケージにも「未入力の場合は賛成票として扱われま</p>	<p>会社法施行規則第63条第3号ニでは、会社は取締役会の決議によって、賛否の欄に記載がないまま返送された議決権行使書面の各議案について、賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があったものとする取扱いを定めることができるとされています。また、同施行規則第66条第4項では、当該取扱いを定めた場合、議決権行使書面にはその取扱いの内容を記載しなければならないとされています。実務上</p>

	<p>す」と記載されていることから、株主提案が諮られるバーチャル株主総会においても、同様に「未入力（白票）を会社提案に賛成、株主提案に反対する」という取り扱いがなされる可能性がある。このような白票取り扱いの背景には、株主提案を受けた会社として会社提案への賛成比率を可能な限り増やし、株主提案への賛成比率を減らしたいとの意向があるものと拝察する。</p> <p>会社法上は、賛否が明示されていない議決権行使書面の取扱いを会社側が定めることができものとされている（会社法施行規則第 66 条第 2 号）が、会社提案と株主提案で全く逆の取扱いをすることは、公正なもの到底言えず、株主の皆様意思を問うために株主提案を行う株主としてはもちろん、審議に参加し決権を行使する株主としても看過できない。白票は棄権票として取り扱うべきと考える。</p> <p>なお「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第 22 回、2020 年 12 月 8 日開催）の資料 3（意見（ICGN CGN ケリー・ワリングメンバー）（原文））4 枚目の最終段落においても同様の意見が見られる。</p> <p>バーチャル株主総会においても、出席し議決権行使の意思表示をしない株主については、棄権の意思表示をしたものとして取り扱っていただきたい。</p>	<p>は、白紙の議決権行使書面は取締役会に対する白紙委任であることが多いと推測されることから、会社提案には賛成、株主提案には反対の意思表示があったものとして取り扱っていることが一般的であると承知しています。</p> <p>ハイブリッド型バーチャル株主総会におけるバーチャル出席株主の議決権行使については、途中参加や途中退席の可能性が相対的に高いといった事情等も踏まえ、その具体的な取扱いについては、株主の意思の反映という観点からそれぞれの企業において適切に対応すべきものと考えます。また、当該取扱いについて株主に適切に周知することが重要であると考えます。</p>
3	<p>リアル株主総会への入場を制限する場合には、書面による議決権行使の期限を株主総会当日の総会開始直前まで受け付ける旨を定めていただきたい。</p> <p>当社が、ある会社の株主総会に出席した上で議決権を行使する意向を事前に当該会社に伝えたところ、「入場制限により会場に入場できない場合、持参した議決権行使書面は提出期限後となり受け付けられないため、議決権を確実に行使するためには、提出期限までに書面による議決権行使を行う必要がある」旨を指摘されたことがある。</p> <p>しかし、議決権行使書面を発送してしまうと会場に入場できず、株主総会での審議に参加できなくなる。会社法第 311 条第 1 項、同法施行規則第 69 条により、議決権行使書の提出期限は原則として株主総会の日時の直前の営業時間の終了時とされているが、同法施行規則第 63 条第 3 号口により特定の時を別途定めることもできることから、</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止のためやむを得ず入場制限をする場合、株主による議決権行使の機会を確保するため、書面や電磁的方法による事前の議決権行使を促すことが重要であると考えます。</p> <p>いずれにせよ、株主による議決権行使の機会が確保されるよう、それぞれの企業において適切に判断し、その取扱いについて株主に周知されるべきものと考えます。</p> <p>なお、株主が議決権行使書面によって事前に議決権を行使した場合であっても、そのことによって株主総会に出席する権利を失うわけではないと考えられます。</p>

	<p>株主総会への入場制限により総会での議決権行使ができない場合でも書面による議決権行使ができるように、会場への入場を制限する会社は、株主の議決権行使書面を株主総会の開催日当日の総会開始直前まで会場にて提出できるようにしていただきたい。</p>	
4	<p>バーチャル株主総会の事前登録期限が早すぎる企業があった(実施事例集(案)12ページ)。</p> <p>株主のみにバーチャル株主総会の閲覧を認めていた企業がいくつかあったが、その事前登録期限が早すぎる企業があった。一般的な株主総会では当日、議決権行使書を持っていなくても、株主と確認できれば会場に入れます。株主総会の1週間以上も前に事前登録期限を設けていた企業があるが、当日になって参加できないと気付いた人もいるのではないかと。バーチャル株主総会の仕組み自体、まだ浸透していない現状を考えると、事前登録期限が早すぎると思う。</p> <p>また、質疑への参加や議決権行使は厳重に株主の確認をするべきだとしても、少なくとも映像はすぐに見られるようにするべき(そもそも公開にするべき)と考える。</p>	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会におけるバーチャル出席株主については、通信の安定性等を確保することといったリアル株主総会とは異なる実務上の対応が必要になることがあり、会社の判断として事前登録制を採用することも考えられます。この場合、総会準備等のために一定の時間を確保するといった理由のため、締切りを早めに設定しているものと承知しています。</p> <p>事前登録の締切りを含めた具体的な取扱いについては、こうした実務上の必要性に加え、株主ニーズ等も踏まえつつ、それぞれの企業において適切に判断されるべきものと考えます。その際、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会に対する配慮を行うことが重要であると考えます。</p>
5	<p>質問の取捨選択について(実施事例集(案)28ページ)。</p> <p>多くの企業では、バーチャル株主総会で取り上げる質問が恣意的にならないように、選択基準を示してはいるものの、実際にどのような質問が寄せられたかを開示していないことが多く、その選択基準が守られているかが分からない。個人情報が含まれるなど、公開に不適切な部分は除いて、寄せられた質問の一覧を開示するべきだと考える。</p> <p>また、B社は寄せられた質問の一覧を開示しているが、株主総会が6月25日だったのに対して、同社IRによると開示したのは7月中旬。時期が離れてしまうと株主が気付きにくくなってしまいますので、できるだけ早く開示するべきだと思う。</p>	<p>リアル株主総会において発言希望者がある場合に、誰に発言を許可するのかを決定する権限が議長に委ねられていると解されているのと同様に、ハイブリッド型バーチャル株主総会においてバーチャル出席株主からの質問をテキストで受け付けた上で、議長及び事務局は、不合理な選択をしない限り、その一部を質問として取り上げて選択的に回答することができるものと考えます。当然ながら、敵対的な質問であることのみを理由として殊更これを取り上げないなど、恣意的な議事運営は許されないと考えます。</p> <p>実施ガイドでは、質問を取り上げる際の考え方をあらかじめ運営ルールとして定め、招集通知等で株主に通知するといった取扱いを示しています。また、こうした取扱いに加え、実施事例集(案)では、質問に対する適切性・透明性を担保するための工夫として、「後日自社サイトにおいて投稿内容をそのまま掲載した」といった事例も掲載しています。具体的な取扱いについては、こうした事例も参考にしつつ、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>

6	<p>株主総会動画をアーカイブとして残しておくべき(実施事例集(案)19ページ)。</p> <p>通信障害対策や参加できなかった株主のためにも、株主総会動画を質疑応答部分含めて、アーカイブとして残しておくべきだと考える。C社のようにアーカイブから質疑応答部分をカットする企業もあるが、株主の個人情報などが入っているなら、その部分だけ伏せて公開すれば問題はないはずである。</p> <p>D社の株主総会議事録のように質疑応答部分でどのような質問・回答があったか詳細に書いていない企業も少なくない。議事録の閲覧請求をしても質疑応答の内容が分からない可能性があるため、質疑応答部分含めた動画アーカイブは必要。</p> <p>また、バーチャル株主総会ではないが、E社のように動画アーカイブの公開期限を定めている企業もある(6月26日株主総会の内容を7月末まで公開)。</p> <p>株主総会の内容をもとに1年間経営するわけなので、少なくとも次の定時株主総会までの1年間、できれば株主総会議事録保存義務と同じ10年間は動画アーカイブを残しておくべきだと考える。</p>	<p>株主総会動画のアーカイブ配信を含め、法令上の義務とされていること以外に会社が株主(又は株主以外の一般も含む)に対してどのような情報を発信し、又は対話の機会を設けるかについては様々な取組が考えられます。</p> <p>株主との間で建設的な対話を促進することは重要であると考えますが、具体的な取組については、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえつつ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
7	<p>肖像権配慮を名目に過剰な情報伝達制限をかけているようにみえる(実施事例集(案)14ページ)。</p> <p>F社では株主総会ページに「本ページの内容の複製及び転載は禁止」との但し書きがあった。株主の肖像権や個人情報を守るための配慮は必要。しかし、この書き方だと株主総会で議論された内容を外部に伝えること自体を禁じていると誤認する。株主総会前にF社にメールで確認したところ、「株主様のみにご案内している内容については、株主様以外の方を含む不特定多数の方に対し閲覧可能な状態とすることはお止めいただきたいという趣旨でございます。例えば、株主総会ポータルは株主様のみ ID・パスワードをご案内差し上げており、ログイン後のトップ画面やライブ配信画面は株主様のみがアクセス可能ですので、これらを株主様以外の方にお見せいただく行為はお控えください。株主総会に限らず、当社著作権に対する侵害行為につきましては然るべき対処を検討いたしますが、株主総会にご参加いただいた個人のご感想をブログや SNS 等に掲載いただくことは問題ござ</p>	<p>審議等の状況を配信する場合において、株主が録画・録音したものを公開し、又は転載等することによって、映像等で配信される他の株主の肖像権等が侵害されるおそれがある場合も考えられます。また、その方法次第によっては、議事運営が妨害されるおそれがある場合も考えられます。そのため、こうした事態の発生を抑止する必要がある場合には、録画・録音・転載等を禁止することも考えられます。</p> <p>他方、ご指摘の点を含む具体的な取扱いは、企業のおかれている状況等を踏まえつつ、それぞれの企業において適切に判断されるべきものと考えます。また、当該取扱いについて株主に適切に周知することも重要であると考えます</p>

	<p>いません。」という返信をいただいた。</p> <p>株主及び潜在的に株主になりうる投資家の間で情報伝達が行われることは望ましいし、個人情報などが守られるなら、そもそも表現の自由の範囲内でもある。「株主総会の内容を伝えること自体を禁じている」と誤認させないことは徹底するべきではないでしょうか。</p> <p>また、転載目的ではなく、株主総会の決議取消訴訟等に備えて個人的に録音することの可否について（実施事例集（案）14 ページ）。</p> <p>上記とも関連するが、実施ガイドに「撮影・録音・転載等を禁止する等の対応をとることが考えられる」とある。しばしば株主総会では決議取消訴訟が提起されますが、転載目的ではなく、裁判の証拠のための個人的な撮影・録音まで制約しているかのような但し書きは避けるべきではないでしょうか。</p>	
8	<p>海外の事例が少ない。</p>	<p>実施ガイド及び実施事例集（案）は、我が国の会社法下における株主総会を対象とし、法的・実務的論点を整理等しているものであるため、我が国における実施事例を掲載しています。</p>
9	<p>公的資金が投じられている企業、G社など、納税者からの関心が高い企業に関しては全面公開するという原則徹底を求めたい。</p>	<p>実施ガイドは、特定の業種や属性等の企業を対象とし、その個別的な取扱いを示したものではありませんが、ご指摘については、貴重なご意見として承ります。</p>
10	<p>昨年発覚した議決権行使書の集計問題など株主権を軽視する企業側行動を戒める内容が一切無い（実施事例集（案）11 ページ）。</p>	<p>11 ページは、インターネット等の手段を活用して出席する取締役等が株主として議決権を行使する場合の取扱いを示したものです。</p> <p>ハイブリッド型バーチャル株主総会を実施する場合であっても、議決権行使や質問など、株主の権利が害されないことは重要であると考えます。その具体的な取扱いは、企業のおかれている状況等を踏まえつつ、それぞれの企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>ご指摘については、貴重なご意見として承ります。</p>
11	<p>オンライン（ハイブリッドを含む）で行うのであれば、参加株主の満足度を上げなければいけないが、その観点での企業側の努力を促す記述が無い（実施事例集（案）9-16 ページ）。</p>	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施企業からは株主の出席機会の拡大や企業と株主の対話の充実につながったといった声が見られ、実施事例集（案）の7 ページにおいて紹介しています。</p> <p>また、実施ガイドでは、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を実施する場合であっても、株主とのコミュニケーション向上のために、バーチャル参加株主からコメント等を受け付ける場合の取扱いに</p>

		<p>ついて示しています。具体的な取扱いについては、こうした考え方を参考にしつつ、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
12	<p>オンライン（ハイブリッドを含む）での動議や質問の取り上げ方の運営で、運営側の恣意を防ぐ方策が具体的ではない。</p> <p>また、質問希望者の権利を守る、公平に機会を与える抽選制などの具体策が無い（実施事例集（案）29 ページ）。</p>	<p>リアル株主総会において発言希望者がある場合に、誰に発言を許可するのかを決定する権限が議長に委ねられていると解されているのと同様に、ハイブリッド型バーチャル株主総会においてバーチャル出席株主からの質問をテキストで受け付けた上で、議長及び事務局は、不合理な選択をしない限り、その一部を質問として取り上げて選択的に回答することができるものと考えます。当然ながら、敵対的な質問であることのみを理由として殊更これを取り上げないなど、恣意的な議事運営は許されないと考えます。</p> <p>実施ガイドでは、質問を取り上げる際の考え方をあらかじめ運営ルールとして定め、招集通知等で株主に通知するといった取扱いを示しています。また、こうした取扱いに加え、実施事例集（案）では、質問に対する適切性・透明性を担保するための工夫として、「後日自社サイトにおいて投稿内容をそのまま掲載した」といった事例も掲載しています。具体的な取扱いについては、こうした事例も参考にしつつ、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
13	<p>過度な肖像権配慮による懸念（実施事例集（案）14 ページ）。</p> <p>過度な肖像権配慮により株主総会がより閉鎖的な会議になることを懸念する。転載等の禁止は、参加した株主を萎縮される可能性がある。開かれた株主総会の運営を目指すためにも必要以上に禁止することは避けるべきである。</p> <p>株主総会は株主のための会議であるものの将来、株主になっていたくための開かれた会議であるべきと考える。肖像権配慮は重要だが、制限を増やすと株主が過度に萎縮してしまうことを懸念する。</p> <p>バーチャル総会の場合、撮影・録音を禁止したところで技術的にはそれを禁止することは困難。むしろ撮影・録音されていることを前提に運営するべきと考える。後に参加できなかった株主に対して録画を公開することも容易になる。</p>	<p>審議等の状況を配信する場合において、株主が録画・録音したものを公開し、又は転載等することによって、映像等で配信される他の株主の肖像権等が侵害されるおそれがある場合も考えられます。また、その方法次第によっては、議事運営が妨害されるおそれがある場合も考えられます。そのため、こうした事態の発生を抑止する必要がある場合には、録画・録音・転載等を禁止することも考えられます。</p> <p>他方、ご指摘の点を含む具体的な取扱いは、企業のおかれている状況等を踏まえつつ、それぞれの企業において適切に判断されるべきものと考えます。また、当該取扱いについて株主に適切に周知することも重要であると考えます。</p> <p>また、株主総会動画のアーカイブ配信を含め、法令上の義務以外の事項について、企業が株主（又は株主以外の一般も含む）に対してどのような情報を発信し、又は対話の機会を設けるかについては様々な</p>

		<p>取組が考えられます。</p> <p>株主との間で建設的な対話を促進することは重要であると考えますが、具体的な取組については、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえつつ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
14	<p>氏名への配慮の徹底（実施事例集（案）14 ページ）。</p> <p>氏名は個人情報の一つであり守られるべき情報の一つである。株主質問の発言に際して株主番号のみを要求し、氏名は要求しないよう配慮されたい。</p> <p>映像として記録に残る場合には特に、プライバシーへの配慮が必要だと思ふ。バーチャル株主総会であっても、発言前に氏名を要求する企業があった。氏名を公表したくないために株主発言の機会を諦めてしまう株主もいる。事務局と議長の連携が取れてなく本来、氏名を必要としなくていい運営だったのにも関わらず、氏名の公表を求める場面もあった。</p> <p>以前、株主番号のみで可能だった株主総会が氏名を要求するようになったので問い合わせたところ、ダブルチェックの意味で氏名と株主番号に戻したと回答を貰った。管理上の問題であるなら氏名以外の管理の仕方を検討していただきたい。</p>	<p>株主からの質問や発言に際して、株主番号だけでなく、氏名を名乗らせるという運営は、実務上、なりすまし対策としての側面があると承知しています。そのため、実施事例集（案）では、肖像権等にも配慮する方法のひとつとして、「配信により氏名が公開される場合には、事前に通知をする」といった考え方を示しています。</p> <p>そのほか、例えば、実施ガイドでは、「株主に限定して配信した場合には、肖像権等の問題が生じにくい」としています。また、実施事例集（案）では、肖像権等に配慮する方法として、「録音、録画、公開等をお断りさせていただく旨を招集通知に記載した」事例や、「オンデマンド配信では質疑応答部分を編集でカットした」といった事例も掲載しています。</p> <p>具体的な取扱いについては、こうした考え方や事例を参考にしつつ、それぞれの企業のおかれている状況や株主ニーズ等を踏まえ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
15	<p>事前の議決権行使の効力の説明の徹底（実施事例集（案）26 ページ）。</p> <p>当日の通信障害等に備え、事前に議決権行使することを推奨すると共に当日の議決権行使の効力を目立つよう記載すべきである。事前に議決権行使してしまった場合、バーチャル株主総会での議決権行使の扱いについての説明が見当たらない企業があった。議決権行使した後でもバーチャル株主総会への参加は可能であることを明記した上で、当日の効力を記載することで株主の懸念を払拭することが必要と感ずる。</p>	<p>実施事例集（案）では、「（通信障害対策として、）事前の議決権行使により株主の意思が事前に表明されることから、事前の議決権行使を促すことが重要である」と示しています。また、「（株主総会の出席と事前の議決権行使の効力の関係について、）あらかじめ招集通知等で株主に通知しておくことが重要である」と示しています。</p> <p>具体的な招集通知等への記載については、こうした考え方を踏まえつつ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p>
16	<p><株主総会の議事運営の適法性・公正性確保の必要性></p> <p>株主総会の議事運営は議長が行うが（会社法 315 条）、ハイブリッド型バーチャル株主総会においては、会社がバーチャル面のシステム運用を行うとともに、バーチャル参加・出席をする個々の株主の行動</p>	<p>ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施に当たって、議事運営の適法性・公正性の確保は重要であり、それぞれの企業において、ご指摘のような対応も含め、適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>ご指摘については、今回の意見募集の対象である実施事例集（案）</p>

	<p>が必ずしも他の出席株主には明らかではない場合があり得るなどの結果、議長（会社）による意図的な情報操作が行われる余地が完全には否定できない。そのため、特に、会社において支配権争いがあったり、プロキシ・ファイトが行われる株主総会においては、株主総会の議事運営の適法性・公平性確保の要請が強いと言える。</p> <p>議事運営の適法性・公平性に関する紛争を防止し、さらに株主総会決議取消訴訟が起こった場合の証拠を確保するため、ハイブリッド型バーチャル株主総会においては、議事に関するデータのログを確実に保存しておく必要があることを、実施ガイド及び実施事例集（案）に記載することが望まれる。このことは、後述する株主総会検査役（会社法 306 条）が選任された場合、更に強く要請される。</p>	<p>に留まらず、実施ガイドに及ぶご意見であると考えます。今後の企業の取組状況やシステム環境の整備状況等も踏まえつつ、必要に応じて更なる検討をすべき事項であると考えます。今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>
17	<p><通信障害></p> <p>通信障害対策に関する実施事例集（案）19 ページの記載について賛成である。但し、通信障害を口実に、又は通信障害が発生していないにもかかわらず「通信障害」を理由として、特定の株主に不利益な取り扱いをすることは認められないことを確認するとともに、通信障害の防止のために合理的な対策を実施したことの証明責任が会社にあることも明記することが望ましいと思料する。</p>	<p>通信障害を理由として、特定の株主に不当に不利益な取り扱いをすることは認められないと考えます。通信障害が発生していないにもかかわらず「通信障害」を理由として、特定の株主に不当に不利益な取り扱いをすることについても同様であると考えます。</p> <p>ご指摘については、今回の意見募集の対象である実施事例集（案）留まらず、実施ガイドに及ぶご意見であると考えます。今後の企業の取組状況やシステム環境の整備状況等も踏まえつつ、必要に応じて更なる検討をすべき事項であると考えます。今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>
18	<p><質疑応答></p> <p>(1) 恣意的運営の排除</p> <p>株主総会における質問の受付・回答方法に関し、リアル出席株主とバーチャル出席株主の出席する株主総会を一つの会議体として運営するための合理的な取扱いが必要であるとしつつも、「恣意的な運営は許容されない」ことを明記したこと（実施事例集（案）28 ページ）には賛成である。</p> <p>(2) 運営ルールの事前策定</p> <p>運営ルールの事前策定の具体的な内容について、個人情報が含まれる場合や個人的な攻撃等につながる質問を取り上げないといったルールは適切であると思われる。但し、質問者の数が少ないなど、バーチ</p>	<p>(1) について ご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>(2) について ご指摘のように企業のおかれている状況等によって適切と考えられる運営等も異なると考えます。実施ガイドで具体的な取扱いとして示している内容は一律的なものではなく、それぞれの企業において適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>(3) について ご指摘のような対応はハイブリッド型バーチャル株主総会の運営の適切性・透明性をより担保するために資するものであると考えま</p>

	<p>ヤル株主総会の具体的な状況によっては、1人が提出できる質問回数や文字数、送信期限を制限することなどのルールを事前に策定してそのルールどおりに株主総会を運営したとしても、必ず株主総会手続が適法となるわけではないことを、注記等の形式で注意喚起をする必要がある。</p> <p>(3)議長による株主質問の選別</p> <p>また、バーチャル出席株主からの質問をテキストで受け付ける場合において、予め質問内容が記入されたものを受け付けることとするときには、議長がその質問内容を確認した上で、例えば会社に都合のよい質問のみを取り上げるといった運用が技術的に可能となる。そのような取扱いは許されず、無作為に抽出すべきという考えもある。確かに、リアル株主総会の場合、質問内容を事前に知ることはできない。但し、会社が株主を知っている場合など、質問内容が事前に想定できる場合に質問者を選択することも現実に行われる場合もあることから、上記のようなリアル出席株主とバーチャル出席株主を区別する合理的な取扱いとして、議長による選別は原則として許容されると考えられる。</p> <p>しかし、「現経営陣に対して敵対的な質問であるという理由のみで殊更にこれを取り上げないなどの、恣意的な議氏運営が許されない」(実施ガイド 20 ページ)ことはもちろんである。そこで適正性・透明性を確保するための措置として、後日、回答できなかった質問の概要を公開するなどの工夫が求められるとの点(実施事例集(案) 28 ページ)には賛同する。しかし、必ずしもそのような工夫のみでは十分であるとは限られず、上記 16 で述べた適法性・公正性確保の要請に鑑み、会社に提出されたが取り上げられなかった質問の内容と入力と入力時間を確実に記録しておく必要があることを注意喚起すべきである。</p>	<p>す。一方、当省としては、まずは企業による自主的な創意工夫の下で、ハイブリッド型バーチャル株主総会を実務を蓄積することが重要と考えますので、実施ガイドおよび実施事例集(案)において、特定の対応を企業に求めることはしておりません。適切性・透明性を担保してハイブリッド型バーチャル株主総会を運営するためにどのような実務上の対応が考えられるかは、今後の企業の取組状況等を踏まえつつ、必要に応じて更なる検討をすべき事項であると考えます。今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>
19	<p><動議対応></p> <p>(1)動議対応について</p> <p>動議対応については、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることから、実施ガイドでは、株主に対して事前に、</p>	<p>(1) (3)について</p> <p>ご指摘については、今回の意見募集の対象である実施事例集(案)に留まらず、実施ガイドに及ぶご意見であると考えますが、貴重なご意見として承ります。</p>

動議を提出する可能性がある場合はリアル株主総会に出席すべきことを告知した上、原則として動議の提出については、リアル出席株主からのものを受け付けることで足りるとしている(実施ガイド 22 ページ。実施事例集(案) 32 ページも同様)。

しかし、実質的動議・手続的動議を問わず動議の提出は株主の重要な権利であること、例えば議長不信任動議など、議長による実際の議事進行を見て株主が動議を提出する必要があると判断する場合があります。及び現下の新型コロナウイルスによる感染症拡大の局面では株主のリアル出席が抑制されており、必ずしも動議を提出しようとする株主の株主総会出席が保証されているわけではないこと等に鑑みると、リアル出席株主からの動議を受け付けることで足りるとすることは、過剰な株主に対する規制となりかねない。

近時の株主総会出席自粛要請などがある状況下では、例えば、バーチャル出席株主から議長不信任動議が提出されているにもかかわらず、これを取り上げずに議事進行をした場合、決議取消事由に該当する可能性があると思料する(これは濫用的な動議を認める趣旨ではない)。

特に、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会におけるバーチャル出席について、会社法上の固有の権利ではないと整理するとしても、リアル出席者と可及的に同等の取り扱いを確保することが望ましいことから、システムが対応していないという理由に基づいて、こうした差別的な取り扱いを一律に許容することには違和感がある。

実施事例集(案) 32 ページでは、「原則として」という留保をつけることにより、例えば、議長不信任動議が提出された場合などには、これを受け付けざるを得ないことを示唆しているようにも思われるが、たとえ株主宛に事前に動議の提出をする株主にリアル出席を促したとしても、バーチャル出席株主による動議を取り上げざるを得ない場合がある点は明記すべきであると思われる。

そのため、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、システム対応により何らかの形で動議受付を可能とすることが必要と思料する。なお、議長不信任動議が可決される可能性がある場合には、会社はその場合に備え、新たに選任された議長の指示に従い、株主総

なお、実施ガイドでは、「提案株主に対し提案内容についての趣旨確認が必要になる場合や提案理由の説明を求めることが必要になる場合等が想定される。しかし、バーチャル出席者に対してそれを実施することや、そのためのシステム的な体制を整えることは、会社の合理的な努力で対応可能な範囲を超えた困難が生じることが想定される」ため、原則として動議の提出はリアル出席株主からのものを受け付けることで足りるとしています。一方で、将来的なシステムインフラの整備状況等によっては、バーチャル出席株主からの動議の受付も可能とすることも考えられます。具体的な取扱いについては、こうした考え方を参考にしつつ、それぞれの企業のおかれている状況等を踏まえ、企業において適切に判断されるべきものと考えます。

(2)について
貴重なご意見として承ります。

	<p>会に係る議事システムを直ちに運用できるように、準備をしておかなければならない(新たに選任された議長にシステムの使用を認めないことは許されない。)点についても、留意が必要である。</p> <p>(2)バーチャルオンリー型株主総会 ちなみに、バーチャルオンリー型株主総会を可能とする立法が検討されていることから一言すると、バーチャルオンリー型株主総会では、リアル出席の株主が想定されないことから、株主にはリアル株主総会と同様に動議を提出することが認められる必要がある。この必要性は、会社において支配権争いがあったり、プロキシ・ファイトが行われる株主総会においては、特に高い。併せて、このような状況下におけるバーチャルオンリー型株主総会においては株主総会の議事運営の適法性・公平性が確保されるような手当てが必要であると思われる。</p> <p>(3)動議の採決 実施ガイド(22ページ末尾)は、「バーチャル出席者は、実質的動議については棄権、手続き的動議については欠席として取り扱う。」ことを提言している。システム構築に一定の時間・リソースが必要なことに鑑みると、かかる取り扱いは、委任状による出席を含むバーチャル出席株主の議決権により動議の成否が明らかである場合には許容されるものとする。しかし、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(バーチャルオンリー型株主総会も同様)においては、議決権行使書による場合と異なりバーチャル出席株主の意思を確認することが理論的には可能であり、また、リアル出席者と可及的に同等に遇することが株主平等原則の観点から望ましく、かかる取扱いが必ずしも是認されとは限らないことについて注意を喚起すべきであろう。 また、議長不信任・交代動議が可決された場合をどうするかについての手当も必要であろう。</p>	
20	<p><賛否の確認方法> (1)議案に関する賛否数の確認 近時の株主総会においては、機関投資家等による積極的な議決権行使が行われ、各議案の賛否の結果については会社・株主・投資家とい</p>	<p>(1)について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>(2)について</p>

ったステークホルダーの関心が高い。また、大株主との間のプロキシ・ファイトが行われる場合や取締役選任議案に関する一定数の反対があった場合の会社対応(コーポレートガバナンス・コード補充原則1-1①)など、賛否の比率についても同様である。

もちろん、議決権行使の結果が明らかな場合は、拍手の画像確認、システムの拍手機能の確認等の合理的な方法で議案に関する賛否数を確認することで問題はない。

しかし、賛否が拮抗する場合については、会社としても議決権行使結果を正確に把握して、議案の成否を確定しなければならない。そのため、バーチャル出席株主の議決権行使がされた株式数の賛否の確認と、その結果を正確に記録化する仕組みの導入が必要であると思料する。

(2) 動議における賛否の取り扱い

19(3)のとおり。

(3) 賛否の証拠化

① 臨時報告書への記載

一般論としては、会社が合理的に判別した議決権行使結果を臨時報告書へ記載すればよいとされており、ハイブリッド型バーチャル株主総会においても変わることはない。

一方、上記のとおり、近時の株主総会においては、各議案の賛否の結果や賛否の比率について関心が高い。そのため、ハイブリッド型バーチャル株主総会においても、ハイブリッド出席株主による議決権行使の取り扱いについては、リアル株主と同水準の取り扱いが望ましい。

議決権行使結果に関しては、その結果が株主・投資家との対話の重要な資料となることから、とりわけバーチャル出席者の議決権が多数となった場合などには、議決権行使結果の集計について、バーチャル出席者を集計する方法の検討が必要であり、その旨を明記してはどうかと考える。

19(3)のとおりです。

(3) ①②について

ご指摘については、今回の意見募集の対象である実施事例集(案)に留まらず、実施ガイドに及ぶご意見であると考えます。ご指摘のような個々のケースにおける具体的な取扱い等については、今後の企業の取組状況やシステム環境の整備状況等を踏まえつつ、必要に応じて更なる検討をすべき事項と考えます。今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。

	<p>②株式買取請求対応</p> <p>合併等に際して、反対株主による株式買取請求権を行使するためには、株主総会での反対したことが要件となる。反対の議決権行使書面を提出し当日欠席した場合は問題ないが、バーチャル出席者であっても、株主総会の出席者である以上、反対の有無を株主毎に記録化する必要がある。</p> <p>リアル株主総会の場合、会場で反対者に挙手を求めて出席番号を読み上げてもらう方法や、出席票の半券を会社に提出してもらう方法などがある。バーチャル総会の場合も、画像等で株主番号や氏名を確認するほか、電子メールやチャット機能で反対株主である旨を通知してもらう方法が考えられる。この点も、実務上重要な点であり、明記した方がよいと思われる。</p>	
21	<p><総会検査役対応></p> <p>取締役会と大株主が対立し、株主総会手続の適正性や議決権行使結果の集計等に双方が重大な関心を抱いている場合などにおいて、「株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため」検査役（会社法 306 条）が選任されることがある。</p> <p>ハイブリッド型バーチャル株主総会において総会検査役が選任された場合、どのような点について調査し、記録化し、報告書を作成するかについては、会社の置かれた状況、取締役会と株主の対立点等、様々な要素に左右されるため、一律に実施ガイドを設けることは難しいと考えられる。しかし、株主総会検査役が選任された株主総会において、どのような事項が検査役の調査の対象となったか、そのために会社としてはどのようなデータを整えたのかといった事項を、今後の事例の蓄積に応じて、実施事例集（案）において、紹介していくことが有意義なのではないかと考える。</p> <p>さらに、少数とはいえ、株主総会の議事運営の適法性・公正性確保の必要性が高いハイブリッド型バーチャル株主総会事案については、どのような点が問題となりやすく、それについてどのような留意が必要かといった点について、独立した項目を設けて解説してはどうかと考える。とりわけ、会社のシステムでは対応できないような事態が想定される場合には、バーチャル株主総会によらず、リアル株主総会を</p>	<p>ご指摘については、今回の意見募集の対象である実施事例集（案）に留まらず、実施ガイドに及ぶご意見であると考えます。今後の実務の蓄積等を踏まえつつ、必要に応じて更なる検討をすべき事項と考えます。今後の検討に当たっての貴重なご意見として承ります。</p>

	選択することも合理的であることなどを言及してはどうかと考える。	
--	---------------------------------	--